

これまでの東京都の行政改革の取組

平成28年4月現在

見直し事項 区分 ※1	職員定数	給 与 等	東京都監理団体
第一次行政改革 昭和54年度～昭和58年度	△9,255人 (54～58年度)	・退職手当 支給月数上限の見直し 90月→80月(57年度) ・特勤手当 256手当→182手当	・統合 2団体→1団体 ・廃止 2団体
第二次行政改革 昭和59年度～昭和61年度	△4,154人 (59～61年度)	・退職手当 支給月数上限の見直し 80月→68月(59年度) ・特勤手当 182手当→163手当	・廃止 1団体
第三次行政改革 昭和62年度～平成2年度	△5,069人 (62～3年度)	・退職手当 支給月数上限の見直し 68月→62.7月(2年度) ・特勤手当 163手当→151手当	・統合 12団体→6団体 ・廃止 2団体
不断の行政改革 平成3年度～平成7年度	△4,607人 (4～7年度)	・特勤手当 151手当→144手当	・統合 2団体→1団体 ・廃止 3団体
行政改革大綱 行政改革プラン による行政改革 平成8年度～平成10年度	△8,429人 (8～11年度)	・特勤手当 144手当→127手当 ・平成10年度給与改定の 1年凍結 ・現業系任用制度の改正 ・調整額の見直し	・統合 ※2 14団体→8<6>団体 ・廃止 2団体
危機突破のための行政改革 平成11年度～平成15年度 都庁改革 アクションプラン ・H12.12策定	△2,138人 (12年度) ※清瀬区移管分 (7,994人)を含まない △1,279人 (13年度) △1,417人 (14年度) △1,041人 (15年度) 計△5,875人	・旅費制度の見直し ・職員給与の削減 (時限的措置)： 【一般職員】 12.4～14.3 △4% 14.8～14.12 △4% 15.1～16.3 △2% 【指定職】 12.4～14.3 △5% 14.4～14.12 △5% 15.1～16.3 △3% ・特勤手当 127手当→85手当	・監理団体改革実施計画の 策定(実績：11～15年度) ・団体数 64団体→47団体 【統合】 ※3 12団体→7<6>団体 【廃止】 3団体 【指定解除】 9団体 ・財政支出 △957億円 ・役員数 △45人 ・職員数 △1,683人 ・役員報酬基準の引き下げ ・役員功労金制度の廃止

見直し事項 区分 ※1	職員定数	給 与 等	東京都監理団体
第二次都庁改革 アクションプラン ・H15.11策定	△1,444人 (16年度)  △2,223人 (17年度)  △1,984人 (18年度)  計△5,651人	<給料表構造の見直し> ・昇給カーブのフラット化(18年1月) ・号給の昇給幅を4分割(18年度)  <人事制度の見直し> ・普通昇給制度と特別昇給制度を一本化し、 毎年の勤務成績をより適切に反映できる 新たな昇給制度を導入(18年度) ・級格付制度の廃止 (20年3月で廃止) ・退職手当支給月数上限の見直し(16年度) 62.7月 → 59.2月 ・特別給の職務段階別 加算制度を役職段階 に応じた加算に見直し(18年度)  <特勤手当> 85手当→72手当	・第二次都庁改革アクション プラン(実績：15～18年度) ・団体数 47団体→41団体 ・財政支出 △536億円 ・職員数 △1,315人
行財政改革実行 プログラム ・H18.7策定	△1,165人 (19年度) △1,102人 (20年度) △1,739人 (21年度) 計△4,006人	<給料表の見直し> バス事業の現業系職 員の給料表10%引き 下げ(19年4月導入)  <特勤手当> 72手当→66手当	・行財政改革実行プログラム (実績：18～20年度) ・団体数 41団体→36団体 ・財政支出 △約121億円 ・職員数 △約970人

これまでの東京都の行政改革の取組

平成28年4月現在

見直し 事項 区分 ※1	職員定数	給 与 等	東京都監理団体
行プロ後の取組 平成21年度～	△ 6人 (22年度)	<人事制度の見直し>	・ 団体数 36団体→33団体 ※H28. 4. 1現在
	△ 36人 (23年度)	・ 退職手当支給月数上 限の見直し(24年度) 59.2月 → 45.0月	・ 財政支出 349億円 [除出資] ※対21年度比 (予算ベース)
	232人 (24年度)	・ 住居手当の見直し (24年度)	
	△ 58人 (25年度)	・ 部長級給料の定額化、 扶養手当の見直し (25年度)	
	66人 (26年度)	・ 課長級の見直し(5級、 6級の統合)(25年度)	
	588人 (27年度)	・ 昇給制度の見直し (26年度)	
	740人 (28年度)	・ 給与制度の総合的見直 し(27年度)	
		・ 係制廃止と監督職制度 の見直し(3級、4級の 統合等)(27年度)	
		<特勤手当> 66手当→68手当 ※H28. 4. 1現在	

※1 区分の各事項は、当該年度末までに実施されたものである。

※2 <>内は、(株)東京レポートセンターにビル事業を集約化した竹芝地域開発(株)及び東京臨海副都心建設(株)を含まない数値である。

※3 <>内は、(株)東京ビッグサイトにビル事業を集約化した東京ファッションタウン(株)を含まない数値である。